

「第2章 各主体の権利、役割及び責務」の評価

第6節 市の執行機関

(市の執行機関の責務)

第14条 市の執行機関は、市民の福祉の向上を図るため、その事務を自らの判断と責任において誠実に執行しなければなりません。

| 討 議 員 か ら の ご 意 見 | 参 考 | 第3回市民討議会での討議内容 |
|--|---|----------------|
| <p>市民と共に、抱えている課題を洗い出し、共有し、解決に向かっていくための努力をしているように感じられない。いつまでたっても対処法では良くなっていかない。</p> | <p>そのようなご意見があることは、真摯に受け止めなければならぬと思います。自治基本条例の理念に沿って市政の推進が図られるよう、最大限の努力をします。</p> | |
| <p>市の執行機関の責務の第14条と、市長の責務の第15条につきましては、この3年ほど見ていて感じる事は、その時の市長の政治姿勢により、結果として大きく変わってきているのが今までの状況です。そもそも、この条項についての自覚の問題であり、そのことは、自治基本条例をどう捉えているのかの政治姿勢の問題である。</p> <p>このことは、明確な罰則規定のない本条例の難しさであり、今後の大きな課題であると思います。</p> | <p>そのようなご意見があることは、真摯に受け止めなければならぬと思います。自治基本条例の理念に沿って市政の推進が図られるよう、最大限の努力をします。</p> | |
| <p>改正意見</p> <p>下線部の表記については、問題と捉えます。「～しなければなりません」の表記は、自治基本条例で謳う「自治」の本旨からいってふさわしくなく、改めるべきと考えます。</p> <p>第14条 市の執行機関は、市民の福祉の向上を図るため、その事務を自らの判断と責任において誠実に執行しなければなりません。(ます 又は るものとします。)</p> | <p>平成21年11月6日開催の「第8回ワーキンググループ」において、議会及び市の執行機関は、主権者である市民のためにまちづくりを行う義務(責務)があることから、「～しなければなりません」という表現にすることが確認されました。</p> | |
| <p>改正意見</p> <p>14条 市の執行機関は、市民の福祉の向上を図るため、<u>区等と連携のもと</u>、その事務を自らの判断と責任において誠実に執行しなければなりません。</p> <p>○区との連携を、もっと明示すべき。(区等の役割と同文)</p> <p>市の執行機関の役割は、市民全てに平等に行政サービスを行うことであるが、市民全てにきめ細かく行政を行き届かせることは困難であり、区は行政サービスの行き届かないところを代務している。(ジグソーパズル)</p> <p>つまり、市の執行機関と区は強い連携をもって行政を推進しており、市民に理解していただくためにも、「市の執行機関の責務」並びに「区等の役割」に明記すべきである。</p> | | |

（市長の責務）

第15条 市長は、市民の信託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。

| 討 議 員 か ら の ご 意 見 | 参 考 | 第3回市民討議会での討議内容 |
|--|---|----------------|
| <p>対話をする姿勢は、残念ながら見えてこない。</p> | <p>そのようなご意見があることは、真摯に受け止めなければならないと思います。ご批判はご批判として受け止め、自治基本条例の理念に沿って市政の推進が図られるよう、最大限の努力をします。</p> | |
| <p>市の執行機関の責務の第14条と、市長の責務の第15条につきましては、この3年ほど見ていて感じる事は、その時の市長の政治姿勢により、結果として大きく変わってきているのが今までの状況です。そもそも、この条項についての自覚の問題であり、そのことは、自治基本条例をどう捉えているのかの政治姿勢の問題である。</p> <p>このことは、明確な罰則規定のない本条例の難しさであり、今後の大きな課題であると思います。</p> | <p>そのようなご意見があることは、真摯に受け止めなければならないと思います。ご批判はご批判として受け止め、自治基本条例の理念に沿って市政の推進が図られるよう、最大限の努力をします。</p> | |
| <p>市長は、第15条に反した運営をしている。公正かつ市政を運営しているとは全く思えません。市民との対話重視と本人（市長）は言いながら無視をしました。</p> | <p>そのようなご意見があることは、真摯に受け止めなければならないと思います。ご批判はご批判として受け止め、自治基本条例の理念に沿って市政の推進が図られるよう、最大限の努力をします。</p> | |
| <p>市長は、「市民の信託」を受けて当選しました。それは、選挙公約を市民の多くが信託したからであります。現市長は、選挙公約不履行を市民に説明し、理解を求めるべきであった。</p> | <p>そのようなご意見があることは、真摯に受け止めなければならないと思います。ご批判はご批判として受け止め、自治基本条例の理念に沿って市政の推進が図られるよう、最大限の努力をします。</p> | |
| <p>14条・15条については、後章で具体的に意見を述べたい。</p> <p>市長は市民のシンボル、常に市民に新鮮で、好感もてるメッセージを発信し、市民の心を一つにする努力を日々重ねることが市長の最大の責務と考えます。</p> | | |
| <p>改正意見</p> <p>下線部の表記については、問題と捉えます。「～しなければなりません」の表記は、自治基本条例で謳う「自治」の本旨からいってふさわしくなく、改めるべきと考えます。</p> <p>第15条 市長は、市民の信託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。（ます 又は るものとします。）</p> | <p>平成21年11月6日開催の「第8回ワーキンググループ」において、議会及び市の執行機関は、主権者である市民のためにまちづくりを行う義務（責務）があることから、「～しなければなりません」という表現にすることが確認されました。</p> | |
| <p>改正意見</p> <p>市民との対話が、偏ったものにならないような文言を入れたらいかがでしょうか。</p> | | |

（市の執行機関の職員の責務）

第16条 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

| 討 議 員 か ら の ご 意 見 | 参 考 | 第3回市民討議会での討議内容 |
|---|---|----------------|
| <p>前例踏襲ではなく、時代に合わせ、市民に寄り添い、より良い行政のためには自らもっと勉強し、自らもっと考え動くことが必要ではないか。</p> <p>勉強も行動も足りていないように感じる。</p> <p>条文通りの心持ちでいれば、すばらしい市になるのではないですか？</p> | <p>そのようなご意見があることは、真摯に受け止めなければならないと思います。自治基本条例の理念に沿って市政の推進が図られるよう、市の執行機関の職員として最大限の努力をします。</p> | |
| <p>職員全員が16条をしっかり認識しているとは思えない。</p> | <p>そのようなご意見があることは、真摯に受け止めなければならないと思います。自治基本条例の理念に沿って市政の推進が図られるよう、市の執行機関の職員として最大限の努力をします。</p> | |
| <p>市民の目から見て責務が果たされているのか、常にそのような市民の目があることを意識し、努力して職務にあたって欲しい。</p> <p>・職員数の減と臨時職員化が進み、他方では職務の多様化、重責化が進む中で、大変な一面もあるが、与えられた仕事に誇りとプロ意識をもってあたって欲しい。</p> | <p>市の執行機関の職員への叱咤激励と受け止め、自治基本条例の理念に沿って市政の推進が図られるよう、市の執行機関の職員として最大限の努力をします。</p> | |
| <p>改正意見</p> <p>下線部の表記については、問題と捉えます。「～しなければなりません」の表記は、自治基本条例で謳う「自治」の本旨からいってふさわしくなく、改めるべきと考えます。</p> <p>第16条 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。（ます 又は るものとします。）</p> | <p>平成21年11月6日開催の「第8回ワーキンググループ」において、議会及び市の執行機関は、主権者である市民のためにまちづくりを行う義務（責務）があることから、「～しなければなりません」という表現にすることが確認されました。</p> | |
| <p>改正意見</p> <p>職員は「誰のため」「何のため」に職務を遂行するかを徹底していくような文言を入れたらいかがでしょうか。</p> | | |